

東京都知事
選挙

特 集 号

広報 しんじゅく

日ごろから心がけよう
明 る い 選 挙

平成24年(2012年)

11・25

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111

ホームページ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

携帯電話版☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区

編集 新宿区選挙管理委員会

☎ (5273) 3740



こんどの都知事は、私が選ぶ。

東京都知事選挙

投票日

12月16日(日)
午前7時～午後8時

衆議院の解散に伴い、東京都知事選挙と同日に衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。投票方法等のご案内については、広報しんじゅく衆議院議員選挙特集号(12月3日発行)でお知らせいたします。
【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)
☎(5273)3740・☎(5273)5230へ。

今回の選挙で投票できる方

投票日当日に満20歳以上(平成4年12月17日以前に生まれた方)で、次のいずれかに該当する方です。

(1)すでに新宿区の選挙人名簿に登録されている方

(2)平成24年8月28日までに新宿区に転入の届け出をし、平成24年11月28日現在、引き続き住民登録がある方(注1)

(3)平成24年8月29日～9月1日に新宿区に転入の届け出をし、平成24年12月1日現在、引き続き住民登録がある方(注2)

(注1)「平成4年12月3日～平成4年12月17日に生まれた方」が投票できるのは、新宿区に転入の届け出をした日が「平成24年8月28日以前」の場合です。

(注2)期日前投票ができるのは12月2日(日)からとなります。

都内で引っ越しをした方

都内の他の区市町村へ引っ越しをして、平成24年9月2日以降に転入の届け出をした方は、新住所地では投票できません。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地での投票(または期日前投票)か、現住所地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。

いずれの場合も、投票の際には、新住所地の区市町村が無料で発行する「選挙用住民票」(※)や、官公署発行の住所・顔写真付き証明書(住所書き換え済みの運転免許証や顔写真付きの住民基本台

帳カード等)の提示が必要です。

なお、再び他の区市町村に転出したときは投票できません(注3)。
※「選挙用住民票」は、現住所の区市町村の窓口で交付申請してください。新宿区の場合、各特別出張所の窓口と戸籍住民課(本庁舎1階)で発行します。交付手数料は無料です。

(注3)新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、他区市町村に転出し、9月16日以前に新宿区に再転入した場合は、投票することができる場合があります。詳しくは区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

都外へ転出する方

投票日前日(12月15日(土))までに都外へ転出した場合は投票できません。ただし、新宿区の選挙人名簿に登録があり、平成24年11月30日以降に都外へ転出する方は、転出する日までは期日前投票ができます。→2面をご覧ください。

新宿区内で転居する方

11月16日(金)までに転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

11月17日(土)以降に転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

投票所整理券

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の公示日(12月4日(火))から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。

※投票所整理券がお手元に届く前に東京都知事選挙の期日前投票をご利用になる方は、期日前投票所に置いている「期日前投票宣誓書兼請求書」をお使いください。

東京都知事選挙特集号の内容

2面・3面…期日前投票・不在者投票のご案内

3面…体の不自由な方・入院中の方へのご案内

4面…投票日当日に投票所で投票する方へのご案内
選挙公報、投票・開票速報のご案内